



申請区分	格付	
業者コード (福岡市認定番号)		

# 準緊急工事店請書

〔件名〕 一件250万円以下の緊急修繕等。

〔請負金額〕 (公財) 福岡市施設整備公社の審査により、公社が決定した額。

〔指定期間〕 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで。

〔支払条件〕 適正な完了届兼請求書を受領した日から40日以内。

〔現場代理人及び主任技術者〕 緊急修繕等における現場代理人及び主任技術者については、別紙様式により予め通知すること。これを変更するときも同様とする。

〔その他〕 (公財) 福岡市施設整備公社の定めた「緊急修繕等の施工上の留意点」の定め  
に違反したとき、公社の指示に従わなかったとき等は緊急工事店の指定  
を取り消すことがある。

〔連絡先〕	区分	通常	日曜、祝日、夜間等
	電話番号	会社	責任者氏名
		携帯電話	連絡先
FAX番号			

上記により、公益財団法人福岡市施設整備公社発注の緊急修繕等を公社の規程、指示等により施工することを承諾のうえお請けいたします。

平成 年 月 日

公益財団法人 福岡市施設整備公社 理事長 様

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

代表者名

印

(福岡市契約課登録印)

電話

## ■緊急修繕等の施工上の留意点

### 1 準緊急工事店の義務

- (1) 準緊急工事店は、公社からの緊急修繕等の依頼に対し、常時受付ができるようにしなければならない。  
また、公社から依頼を受けた準緊急工事店（以下「受注者」という。）は、平日及び日曜・休日を問わず、夜間においても速やかに対象施設に連絡のうえ現場を調査し、緊急修繕等に着手し、完了させなければならない。
- (2) 受注者は、対象施設の緊急修繕等に着手する前に、必要に応じて調査結果及び工程などを、公社担当者に報告し指示を受けなければならない。
  - ① 迅速に施設担当者、公社担当者等と協議を行い、状況を把握し、安全確保に努め、施設運営に支障がないように努めなければならない。
  - ② 施工にあたっては、可能な限り経済性に配慮しなければならない。
  - ③ 緊急修繕等について疑義がある場合は、速やかに公社担当者に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、記録写真を完了時に提出しなければならない。
- (4) 関係書類の作成  
受注者は、関係書類を整え、完了時に提出しなければならない。  
【関係書類の例】 施工場所がわかる図面、建設業退職金共済制度に係る書類、修繕等における撤去品処理報告書、産業廃棄物管理票の写し、施工要領書、施工図、品質証明書、試験成績書、保証書、見積書、領収書、その他必要な関係書類
- (5) 法令等の遵守  
受注者は、「労働安全衛生法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 主任技術者及び現場代理人は、予め届けている者のなかから選任しなければならない。
- (7) 請書等の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届書（様式6）を提出しなければならない。  
【変更事項】 商号又は名称、組織、代表者、代理人、所在地、電話番号、許可、代表者印鑑、FAX番号、連絡先など

### 2 緊急修繕等の完了及び検査

- (1) 受注者は、緊急修繕等が完了したときは、直ちに公社担当者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、緊急修繕等を完了したときは、速やかに完了届兼請求書（様式1）に必要事項を記入し、施設管理者等の完了確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、施設管理者等の完了確認を受けたときは、速やかに完了届兼請求書、記録写真、施工場所がわかる図面、建設業退職金共済制度にかかる書類、その他必要な関係書類を添えて提出しなければならない。
- (4) 現場代理人または受注者は、公社が行う現場検査に立会しなければならない。

### 3 緊急修繕等代金の決定及び支払い

- (1) 受注者は、緊急工事等代金の請求にあたっては、公社が定めた請求要領に基づき請求するものとする。
- (2) 緊急修繕等代金の額は、公社が完了届兼請求書を審査し、決定する。
- (3) 公社は、適正な完了届兼請求書を受理した日から40日以内に緊急修繕等代金を受注者に支払う。  
なお、適正な完了届兼請求書を受理した日とは、検査及び審査により公社が適正であると確認した日とする。
- (4) 受注者は、決定額に不服がある場合は、緊急修繕等代金を受領した日から30日以内に公社に対し、書面で申し出ることができる。

### 4 目的物の受渡し及びかし担保期間

- (1) 緊急修繕等の目的物の受渡しは、検査の完了をもって行うものとする。
- (2) 緊急修繕等のかし担保期間は、受渡しの日から次のとおりとする。

①コンクリート造等の建築物及び工作物の建設工事	2年
②その他の建築物及び工作物の建設並びに設備工事等	1年
③改造工事、更新工事	1年
④修繕	6月
- (3) かし担保期間について判断に困るときは、完了届兼請求書提出の際、公社担当者に確認すること。

### 5 準緊急工事店の辞退

準緊急工事店を辞退しようとする者は、準緊急工事店辞退届（様式8）を提出しなければならない。

### 6 発注の解除

- (1) 公社は、受注者が次に該当するときは、緊急修繕等の一部または全部について途中で発注を解除することがある。
  - ① 正当な理由なく、緊急修繕等に着手しないとき。
  - ② その責に帰すべき理由により、相当の期間内に緊急修繕等を完了すると認められないとき。
  - ③ 受注者から解除を申し出たとき。
- (2) 受注者は、発注の解除に不服がある場合は、解除日から30日以内に公社に対し、書面で申し出ることができる。

### 7 準緊急工事店の発注停止及び指定の取り消し

公社は、準緊急工事店の義務に違反したとき、公社の指示に従わなかったとき、その他準緊急工事店としての目的を達することができないと認められたときは、発注の停止若しくは指定を取り消すことがある。